

重要事項説明書

1. 事業者

法人の名称	社会福祉法人 かなえ会
法人の所在地	〒880-0916 宮崎県宮崎市大字恒久5311番地1
代表者氏名	牛谷 義秀
電話番号	0985-74-5800

2. 事業所の概要

事業所の名称	ケアライフかなえ
事業所の所在地	〒880-0916 宮崎県宮崎市大字恒久5311番地1
指定年月日	平成26年10月1日
事業の種類	居宅介護支援
事業所番号	宮崎県指定 4570107641 号

3. 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

社会福祉法人かなえ会が開設するケアライフかなえは、サービス計画を作成すると共に同計画に基づくサービスが確保されるよう関係機関との連絡調整を行い、入院・入所が必要な場合には入院・入所先への紹介等の便宜を図ること及びその他の必要な支援を行うことにより利用者及びその家族が有する能力に応じ、自立した日常生活を営めるようにすることを事業の目的とする

(2) 運営方針

- ① 居宅介護支援事業所の運営は、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮しなくてはならない
- ② 居宅介護支援事業所の運営は、利用者の心身の状況及び置かれている環境等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用者の選択に基づき、多様な事業者の連携をもって総合かつ効果的に提供されるよう配慮しなければならない
- ③ 居宅介護支援事業所の運営は、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立って行わなければならない
- ④ 居宅介護支援事業所の運営は、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏することのないよう公正中立の立場で行わなければならない
- ⑤ 居宅介護支援事業所の運営は、市町村及び他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めていかなければならない

4. 職員の種類、員数及び職務内容

管理者 : 1名 (常勤) 居宅介護支援事業所を代表し、業務の総括にあたる
介護支援専門員 : 1名以上 (常勤) 介護支援専門員 第7項の業務にあたる

5. 通常の事業の実施地域

宮崎市（佐土原町、高岡町、田野町を除く）清武町を実施地域とします。

6. 営業日及び営業時間

（１）営業日 月曜日～金曜日

（２）営業時間 午前８時３０分～午後５時３０分

（３）休業日は下記の通りとする

① 土曜日・日曜日 ②国民の祝日 ③年末年始（１２月２９日～１月３日）

（４）転送電話にて２４時間体制にて受付。また、ターミナルケアマネジメント加算の算定に於いては、必要に応じて居宅介護支援を提供します。

7. 居宅介護支援の利用申し込みから介護サービス提供までの主な流れ

利用申し込み



重要事項の説明



契約



サービス計画の作成

状態の把握	利用者本人・家族と面接し抱えている問題点や解決すべき課題を分析します。施設への入所を希望される場合には施設をご紹介します。
計画の原案作成	在宅サービス事業者に関する情報が提供され利用者が事業者を選びます。
サービス担当者との連絡調整	介護支援専門員を中心にサービスの担当者や利用者本人・家族も参加し意見交換を行います。
介護サービス計画の作成	介護サービスの目標・サービスの種類・内容など介護サービス計画をサービスを受ける利用者の希望や心身の状態をよく考慮して作ります。
利用者の同意	計画の内容が利用者の希望に沿っているか確認します。

8. 居宅介護支援の内容及び利用料

（１）居宅介護支援費

＊要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますのでご利用様の自己負担はございません。

１）居宅サービス計画（ケアプラン作成）

＊利用者の意思に基づいた公正中立なケアマネジメントを確保する為、複数の事業所の紹介を求める事が可能です。また、当事業所を位置付けた理由を求める事が出来ます。

２）要介護認定の為の申請手続き代行

３）居宅サービス計画作成依頼書提出代行

- 4) 居宅サービス計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるようそのサービス事業者等との連絡調整
- 5) 居宅サービス計画作成後も居宅サービス計画の実施状況把握及びこれに基づく給付管理業務

尚、ご利用者様が保険料を滞納されますと当事業所に直接介護保険給付がされない場合があります。その場合は1ヶ月につき要介護度に応じて下記の利用料をお支払い頂き、当事業所より【サービス提供証明書】を発行致します、後日【サービス提供証明書】をお住まいの市町村担当窓口に提出されますと全額払い戻しを受けられます。

(2) 加算料金

初回加算

入院時情報連携加算Ⅰ、入院時情報連携加算Ⅱ

退院・退所加算（カンファレンス参加）

緊急時等居宅カンファレンス加算

ターミナルケアマネジメント加算

通院時情報連携加算

(3) 事業所体制加算

職員員数・職員体制に応じ下記の事業所加算を算定

- ① 特定事業所加算Ⅰ
- ② 特定事業所加算Ⅱ
- ③ 特定事業所加算Ⅲ
- ④ 特定事業所加算A
- ⑤ 特定事業所医療介護連携加算

*法改正により、報酬単価、加算等変更の場合は、それに準じて行います。（別紙 1）

9. 相談・苦情

- 1) 居宅介護支援についてのご相談や苦情、居宅サービス計画に基づいて提供されたサービスに関するご相談や苦情は遠慮なく下記までご連絡ください。

担当者	管理者 海老原千明
ご利用時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
連絡先	0985-74-5800

2) 行政機関その他の苦情受付機関

●宮崎市健康福祉部介護保険課

所在地 宮崎市橘通西 1-1-1 連絡先 0985-21-1777

●宮崎県国民健康保険団体連合会 介護サービス係

所在地 宮崎市下原町 231-1 連絡先 0985-35-5301

●宮崎県福祉保健部長寿課

所在地 宮崎市橘通東 2丁目 10-1 連絡先 0985-26-7058

3) 苦情があった居宅サービス事業者に対する対応方針

苦情内容に対し実際に問題となる案件が確認された場合は、その事業者に対する事実確認を行い、利用者及びその家族と協議の上、介護計画等の見直しを実施するように伝える。尚、それでも改善する見込みがない場合には「宮崎県介護保険制度における苦情処理マニュアル」に基づき苦情申し立てを行う。

10. 主治の医師および医療機関等との連絡

事業所は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行う事を目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願い致します。

- 1) 利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業所が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所及び担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いします。
- 2) また、入院時にはご本人またはご家族から、当事業所名及び担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願い致します。

11. サービス担当者会議に使用する個人情報の利用範囲

1) 使用する対象者

利用者の主治医等、サービス提供を行う事業者の担当者

2) 使用する個人情報

認定調査票、主治医意見書、要介護認定結果その他の介護保険に係る必要最小限の情報

12. 利用者自身によるサービスの選択と同意

- 1) 利用者自身がサービスを選択する事を基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。
- ・ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業所等の選択理由の説明を求めることができます。
- ・ 特定の事業者に不当に偏した情報を提供するような事や、利用者の選択を求めることなく同一の事業所主体のみによる居宅サービス計画原案を提示する事はいたしません。
- ・ 居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。

13. 介護サービスの情報公表

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。(別紙 2)

14. 業務継続計画の策定

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下業務継続計画という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを行うものとする。

15. 衛生管理等

事業所は事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように次に各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- （1）事業所における感染症の予防及び蔓延の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事が出来る）を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
- （2）事業所における感染症の予防及び蔓延防止の為の指針を整備する。
- （3）事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及び蔓延防止の為の研修及び訓練を定期的実施する。

16. 虐待防止に関する事項

事業所は利用者の人権の擁護、虐待等の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする）を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底すること。
 - （2）虐待防止のための指針を整備すること。
 - （3）虐待を防止するための従業員に対する定期的な研修を実施すること。
 - （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者は管理者とする。
 - （5）その他、虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

17. 医療機関との連携

医療機関	医療法人将優会 クリニックうしたに
院長名	牛谷義秀
住所	宮崎市大字恒久5065番地
電話番号	0985-52-8080
診療科	外科・内科・胃腸科・肛門科・整形外科・リハビリテーション科・放射線科

令和 年 月 日

契約にあたり、利用者（又は代理人）に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました

所在地 宮崎市大字恒久 5311 番地 1

事業者 社会福祉法人 かなえ会
 ケアライフかなえ

説明者

私は本書面に基づいて、事業所から重要な事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

【契約者】

住所 _____

氏名 _____

連絡先 _____

【代理人】

住所 _____

氏名 _____（続柄）_____

連絡先 _____